

津市監査委員告示第 10 号

令和 7 年 7 月 24 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施し
た結果を、令和 7 年 8 月 7 日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津市
住民監査請求事務取扱要領第 9 第 7 項の規定に基づき、公表する。

令和 7 年 8 月 19 日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 片 山 光

津市監査委員 安 積 むつみ

第1 請求の受付

1 受付年月日

本件監査請求書は、令和7年7月24日に受付した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 村 田 正 人

3 請求の要旨（ほぼ「請求書」原文のまま記載）

(1) 請求の対象となる執行機関

津市長前葉泰幸

(2) 請求の対象となる財務会計上の怠る事実

ア 物件目録記載1の土地（以下「本件1土地」という。）は、不動産登記簿によれば、旧海軍省の所有名義であり、同目録記載2の土地（以下「本件2土地」という。）は、旧大蔵省の所有名義である。（以下、両土地をいうときは、「本件土地」という。）

イ 本件土地は、国有財産特別措置法第5条1項第5号の規定に基づき、平成14年4月1日、国が津市に対し、本件土地周辺の法定外公共物とともに一括して譲与した土地である。旧法定外公共物とは、里道や水路等であったものが、機能を失い公共的な用途に使われていないものをいい、現に住宅敷地等として使用されている場合には、使用者に対して売却が行われるものである。

ウ 本件土地には、戦後の時期不詳の頃、3軒の住宅（以下「本件住宅」という。）が建築され、爾来、住宅敷地等として使用されてきたものであるが、時期不詳の頃から、3軒の住民は順次退去し、平成30年頃には最後の住民も退去して空き家が存続するだけの土地となっていたものであり、現況は、宅地であった。

平成30年以降、本件住宅の荒廃が進み、倒壊の恐れが生じたほか、イタチなどの害獣が生息、害虫も発生して衛生上有害となり、著しく景観を損なっているほか、人の立ち入らない廃墟は犯罪に悪用されるおそれがあり、地元自治会に帰属する周辺住民の生活環境に対して重大な悪影響を与える事態となってきた。このため、地元自治会と近隣地主は、津市に対し、本件住宅の撤去を求めてきたが、津市は、言を左右にして、有効な対応を講じず放置してきた。

令和7年7月22日以降、建設会社が本件住宅の関係者の了解を得

て、取り壊すと、本件住宅が撤去された跡地の現況は、雑種地となる。津市は、道路敷地と称しているが、戦後、道路敷地として使用されたことはない。

(3) 違法若しくは不当とする理由

ア 土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年３月３１日公布・令和２年４月１日施行）（以下「土地基本法」という。）は、土地所有者等の適正な土地の利用と管理に関する責務を明記し（６条）、国及び地方公共団体に対しては「所有者等による適正な土地の利用及び管理を確保するための必要な措置を講ずるよう努める」（７条２項）と規定している。

イ そうだとすれば、津市は、本件土地の所有者として、本件土地の所有名義を国から津市に変更したうえで、道路敷地としての機能を失っており、公共的な用途に使われていない本件土地の売却先を探すなどして、本件土地を適正に管理する責務があるところ、津市は、これらの対応を怠っているのは、違法である。

(4) 津市に生じている損害

本件土地の売払いをすれば、売却益を得ることができるにもかかわらず、適正管理をしないことで売却益相当の損害が生じているほか、草木の繁茂に任せているので、多額の除草費用が発生する損害が生じている。

(5) 求める必要な措置

津市長前葉泰幸が本件土地の所有名義を国から津市に所有権移転登記手続を行ったうえで、所有権移転登記後の管理責任に基づき、適正価格による売却処分をしないで怠っていることは違法であることの確認を求める。

(6) 財務会計上の行為から１年が経過して請求する正当な理由

怠る事実（不作為）については、住民監査請求の期間制限はないため、違法な不作為状態が続く限り、住民監査請求は適法である。

物件目録（土地）

- | | | |
|---|----|-------------|
| 1 | 所在 | 津市高茶屋小森町字焼野 |
| | 地番 | ８７４番１０ |
| | 地目 | 山林 |
| | 地積 | １２１６平方メートル |

2 所在 津市高茶屋小森町字焼野

地番 8 7 4 番 1 1

地目 山林

地積 8 4 6 平方メートル

第2 請求の却下理由

本件監査請求は、津市が津市高茶屋小森町字焼野地内の市有地を適正価格で売却処分をしていないとして、違法又は不当な財産の管理を怠る事実の是正を求めているものと解される。

法第242条第1項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」旨の規定により、住民監査請求は、当該地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為の防止若しくは是正を目的とするものであり、その対象となる行為は当該地方公共団体の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実に限られている。

請求人は、住民監査請求を行うに当たって、財務会計上の行為の違法性若しくは不当性について具体的に明示する必要があるが、「本件土地の売払いをすれば、売却益を得ることができるにもかかわらず、適正管理をしないことで売却益相当の損害が生じているほか、草木の繁茂に任せているので、多額の除草費用が発生する損害が生じている。」と主張するのみで財務会計上の違法若しくは不当な行為を明らかにしていない。

よって、本件監査請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないと判断する。

以上